



税経センターグループ
Zeikeicenter Group

《セミナー案内》

税理士法人 あさひ会計

民事信託セミナー

①あなたが、②実家が、③役員や従業員の皆様の実家が、認知症になれば、どうしますか？
介護付施設に入居するのは相当のお金が必要です。本人の銀行預金は払い出しできません。
自宅も売却できません。
写真を追加する

さて、どうしましょう？

『クローズアップ現代（2019年4月16日放送）』で紹介された家族信託の事例です。

1. 番組だけではよくわからなかった
 2. 家族信託のことをもっと知りたい
 3. 自分や家族に、家族信託が必要か
 4. 遺言との違い
- このような要望がたくさんあります。

※家族信託は、投資信託ではありません、あなたの財産をまもるものです。

皆様からの問い合わせが殺到しております。今回、緊急に、
民事信託のセミナーを開催します

★第一部

認知症対策、家族に世話が必要な 子がいるときの対策

★第二部

相続対策、事業承継対策

日時：2019年 7月11日(木)

15:00～18:00(14:30受付開始)

会場：税経センターグループ 研修室

定員：先着 20名(1社2名まで)

費用：《無 料》

★第1部★

【事例1】Aさんは、ぎりぎりまで自宅で生活し、もうダメになれば老人ホームに入居したいと考えていたが、認知症になり自分ではどうすることもできなくなった。子供も資金がなく、老人ホームに入居するどころか治療費すら払えなくなった。せめてAさんの預金や自宅売却ができればいいのだがAさん名義の為できない。どうすればよかったですでしょうか？

【事例2】Aさんは、後妻Hとその子Jと暮らしている。前妻B（死亡）との間に子Cがいる。なお、子Jは、連れ子でAさんの子ではない。法定相続人は、HとC。自分の財産について、半分はH、半分はCに相続させたい。その後、Hに相続させた財産は、H死亡後は、Cに相続させたい。どうすればいいでしょう？

【事例3】Aさんには知的障害のある次男Dがいる。長男Cは健常者で別に家庭を持っている。現在はDの面倒は自分と妻Bがみているが、自分が認知症や寝たきりになったときのことを考えると夜も眠れない。どのようにすればいいでしょう？

★第2部★

【事例1】Aさんは、中小企業のオーナー社長。長男は会社にいるが、未だ未熟で経営は任せられない。自分は死ぬまで経営の実権を持ち続けたい。ただ、自分が突然倒れたり、認知症になったら会社の経営はどうすればいいのか。どうすればいいでしょう？

【事例2】Aさん（60歳）は、収益不動産1億円（年間収益500万円）を長女Bに渡したい。長女には夫Cがいる。税理士に聞いたところ、①贈与なら贈与税4799万円、②相続なら相続税480万円。かかると言われた。なんとか税金がかからないように出来ないか。時間はかかってもいい。どうすればいいでしょう？

【事例3】Aさんは高齢（妻は既に死亡している）。駅前に300坪の青空駐車場を持っている。銀行から相当の相続税がかかるので借入金をして収益物件を建築してみてもどうかとアドバイスをもらっている。Aさんは、高齢でもあり今さら借入金はしたくない。相続人である子B、Cは、サラリーマンで蓄えはない。当然、多額の相続税など払えない。かといって、先祖からの不動産も売却したくない。どうすればいいでしょう？

会場

税経センターグループ 研修室

住所：千葉県柏市柏4-5-10サンプラザビル2F

※JR 柏駅 より徒歩約5分

お申し込みフォーマット

貴社名			
役職			
フリガナ 申込者名			
ご住所	〒		
TEL		FAX	
E-MAIL	@		
お申し込みは、切り取らずそのままFAXお願いします。			